

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報提供について

株式会社メディアベース

対象期間：令和元年 8 月 1 日から
令和 2 年 7 月 31 日まで

【1】 事業所の名称

株式会社メディアベース 本社

【2】 派遣労働者数

12 名

【3】 派遣先事業者数

3

【4】 労働者派遣に関する料金の額（1 日 8 時間当たりの平均）

33,183 円

【5】 派遣労働者の賃金（1 日 8 時間当たりの平均）

22,849 円

【6】 マージン率

31.1%

【7】 教育訓練に関する事項

情報セキュリティ教育、ビジネスマナー教育、IT 技術教育

【8】 その他参考と認められる事項

関東 I T ソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設
その他のサービスが受けられます。（社会保険加入者のみ）